

第8回産業福祉常任委員会会議録

平成28年7月15日（金）

開 会 午前 9時50分

閉 会 午前10時24分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●保健福祉課

①ケアハウスについて

2. 次回委員会の開催について

3. その他

○出席委員（7名）

委員長 前 中 康 男

副委員長 池 下 昇

委 員 村 島 健 二

委 員 加 藤 健 次

委 員 河 口 高

委 員 堀 川 哲 男

委 員 伊 藤 忠 之

※議長 田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■保健福祉課長 菌部 充

■福祉介護G総括主査 阿部 真也

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 小 貫 信 宏

主 査 寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○前中委員長

第8回産業福祉常任委員会を開催いたします。

○前中委員長

大きな1、町からの協議報告事項について。保健福祉課から1点あがっております。説明のほど課長よりよろしくお願いたします。はい課長。

○保健福祉課長

ケアハウスにつきましては清里町が設置をし、民間に運営をいただくということでお話を進めてまいりました。その手法については、業務委託であったりとか指定管理だったりとかということが考えられますが、この度検討をいたしてまいりました結果、指定管理の方式でやってまいりたいというふうに考えております。これにつきましては、業務委託に対しまして指定管理は、利用者の決定が受託者自らできる。それから利用料を受け取ることができるということを考えまして、利用料等の相談を施設ではなくて、町で相談をしてきなさいということでは利用者にとっては大変不便なことというふうに考えられますので、一括してその施設において利用にかかる場所も相談をできるというようなことを考えれば、指定管理が合理的だろうと。もちろん、そのほかにも一般的に言われている指定管理のメリットということもあります。デメリットもあるかもしれませんが、利用者本位考えれば指定管理の手法がよろしいんでないかというふうに考えてございます。

それを受けまして以前よりお示ししていますスケジュールより若干遅れておりますけれども、事業者の選定を行っていかねばならないということで、その事業者の選定方法の概要について、今日はお話をさせていただきたいと思っております。担当よりご説明いたします。

○福祉介護G総括主査

それではお手元の資料の方をご覧いただければと思います。清里町ケアハウス仮称ということでございます。事業者の選定の方法の概要ということで御説明申し上げます。

1番につきましては先般までも御案内差し上げていますが、施設の概要ということで基本設計等々からよります施設の設置の状況ということになろうかと思っております。こちらにつきましてはまだこれからでございますので、詳細につきましては確定をもってということではありますが、この施設を持って事業者の選定を行っていくという部分でございます。

大きい2番目に参ります。事業者の選定方法ということでございます。(1)としまして先ほど課長から申し上げましたとおり指定管理者の選定方式による内容提案ということで行っていきたいというふうに考えてございます。(2)としまして、この指定管理者の公募関係でございますが、清里に住所を有します社会福祉法人に対し、1次公募を行うということで、まずは町内の社会福祉法人に公募をかけていきたいというふうに考えてございます。下段に趣旨を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、本施設につきましては社会福祉施設老人福祉施設という位置づけでございます。その業務につきましては老人福祉法及び社会福祉法によりまして、国、地方公共団体または社会福祉法人が運

営ということで定められておりますので、このいずれかが担うということになります。その中でそれを委託もしくは指定管理という地方自治法に基づきまして業務を担っていただくという形に流れはなっていくわけでございます。このことから施設の整備方針は、施設整備自体は清里町が行います。運営に当たっては適切な社会福祉法人の方に行っていただきまして、公設民営という形でこれまでのこちらからの表現のとおり進めていきたいというふうに考えているところでございます。このことからまずは、本町に住所を有します社会福祉法人の方に対しまして公募の周知を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

3にもあります期間ですけど、まず指定管理の期間としました5年間ということで公募の中では提示を差し上げていきたいと考えてございます。30年の4月1日から5カ年度ということになりますので、35年3月末までという形で、まずは5カ年ということで考えていきたいというふうに思っているところでございます。

大きい4に参ります。募集の工程関係、予定ということでございますが、この後今月の21日から来月いっぱいぐらいを目途に募集周知を行ってきたいと、その間に内容の質疑応答等も受けながら、募集公募に向けての内容を進めていきたいというふうに考えているところでございます。そのあと9月にはまず書類の審査、そして選考委員会等々経まして、内容審査をしまして、適切な社会福祉法人の方に候補者として取り進めていきたいというふうに考えているところでございます。(3)に参りますが、指定管理の候補者というところで進めさせてもらって、そのあと指定管理等々につきましての決定については、施設の建設それから各種法令整備関係を含めて進めてまいりたいと、このように考えております。説明の方は以上で終わります。

○前中委員長

ただいまケアハウスの運営についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思っておりますけども、何かございませんか。加藤委員

○加藤委員

これ事業者の選定ってということなんですが、この選定にあたって指定管理で行っていくという形なんですが、この中の費用運営費はあくまでもゼロという形なのか。あるいは負担といいますか建物は町ですよと運営についての運営費はゼロでいくのか。あるいは出すのか、あるいは使用料を運営者からもらっていくのか。この辺の要綱等の整理っていうのはどういうふうになされているんですか。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

指定管理におきましては社会福祉施設であります。老健で介護保険の適用を受ける施設においては指定管理方式で精算方式ということをとっておりますので、これについて倣っていきたい。ですから利用料についてはそこで受け取っていただきますが、町に入れてそれから必要な運営費については町が負担金として支出するという形になります。もう1つ大事なのはその利用料に係る部分ですけども、委員会においても御説明を申し上げましたが、利用料の構造の中でサービスの提供に関する費用という設備の運営、人件費等にかかる部分を負担してもらおうところにつきましては、利用者の収入に

応じて負担額が決まっています。収入が150万円までは月額1万円。その後収入に応じて負担額が増えていくわけですが、多くの方はここに該当すると思われませんが、当然ながら施設の運営に関する人件費相当額といわれるサービスに関する費用が1万円では運営はできないわけですし、これにつきましては社会福祉法人が自ら開設して運営する場合は、北海道から仮に1万円の話で進めさせていただきます。1万円では済まないで、本来かかるであろう基礎額を定めていて、その差額10分の10補助をします。町がやる部分については、補助金はないですが交付税で措置をされているということですので、その部分は当然ながら収入収益としてあげても足りないものになりますので、町は収益よりもその社会福祉法人がやるのであれば、10分の10受けられるであろう補助を上乗せした形で運営費として交付する形になるというふうに今そういう運営の形をとっていきたい。それから運営費としては清算をすると。老健と同じ形をとっていきたいというふうに考えています。

○前中委員長

よろしいですか、はい加藤委員。

○加藤委員

基本的には、やり方によっては収支の問題については、行政が負担をしていく割合の方が非常に多くなってく要素もあるっていうことですね。

○前中委員長

はい加藤委員。

○保健福祉課長

そうです。今おっしゃっているのは、運営がうまくいっているときは交付税措置されている分を出すわけですから、それは持ち出しのならない形で当然運営をしていただくわけですが、何か不都合が生じた。例えば利用者が一気に施設を出て埋めるまでの間、稼働率が落ちれば、その分収入が減りますから。それで運営が成り立たないとすれば、そこは町が保障をするといいますか、その分の埋め合わせをしていくという形になると思います。一般的な形では当然ながら利用料プラスその交付税措置される分といいますか、標準としてかかるであろう額の中で納めていただくという形で運営をしていただくということになります。

○前中委員長

はい、加藤委員。

○加藤委員

実際にやってみないとわからない部分がいろいろあるのかなと思いますが、もう1点これ社会福祉協議会、社会福祉法人に指定管理の募集をかけるわけですが、実際に清里の場合は、社会福祉協議会に老健を指定管理しているわけですが、そこに町の職員の派遣をしているわけですが、そういうことも今後考えられるのか、考えられないのか。そのへんについてはどうなんですか。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

ケアハウスについては、そういったことは今のところ考えてございません。

○前中委員長

はい、加藤委員。

○加藤委員

最後にもう1点なんですが、募集にかかわる工程予定の中で指定管理募集があれば、結果的に9月を目途に決定をしていきたいと。こういうふうにあるわけですが、最終的にこの建設が明年度始まる業者選定と言いますか。この運営者の選定を最終的にはいつまでというふうに捉えているのか。

○前中委員長

はい、課長。

○保健福祉課長

建設につきましては早期発注を考えておりまして、4月に起工し、5月の臨時議会で契約を議会にはかりたいと。その後、6月には条例等の整備をしたい。その条例を根拠として9月に指定管理者として、今はまだ候補として考えているわけですけども、そこで指定管理者を決定していきたい。議会にお諮りをしたいというふうに考えております。

○前中委員長

はい、加藤委員。

○加藤委員

指定管理者が決定されるまでは、実際には何もできないということになってくるのか、あるいは入居者の募集っていうのは正式にはできないと、当然、再来年になっていく話ですが、その事前のアンケートなり、いろんな部分の募集の段取り、あるいはそこで働く採用の部分というのがあると思うんですが、そういうことを踏まえてったときに、今の工程でいくと、行政サイドの工程でいくと来年の9月以降でないと実際には業者の選定が運営者の選定が決まらないと。そうすると次の年の4月になるんだと思うんですが、それまでの準備期間だけで十分可能なのかどうなのか。そういうことを踏まえてったときに、この決定、業者の運営していく業者の選定っていうのは、もう少し早くないと困らないのかどうなのか。建てることでなく、でき上がった施設にスムーズな運営がなされるような準備期間っていうのは十分に必要だと思うんで、その部分はその期間で十分だというふうに理解をされているのかどうなのか、それ以外の部分については町が逆に少し進めていくのかどうなのか。その辺。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

施設に対する理解、周知は町がしていかないといけないですね、なっていないものが行うことはできない、委員のお話のとおりだと思います。

今考えているところで候補者としていろんな準備は内々のところはさせていただいて、正式指定管理者となったところから動き出すということで人の確保等も含めて、これで良いのではないかなという判断であります。それからスタートの施設の運営そのものは、やはり工期が年度内いっぱいほどにかかる予定になってございますので、4月から運営開始ってというのはやっぱり難しい。備品整備であったりとか、当然ながら施設内での運営のため、人の準備はあるわけですし、4月は、やっぱりかなわない。以前にお示したスケジュールでも7月ということで、計画お示ししていますけれども、ただせっかくの施設で、スタート出来るのであれば、前に倒したいというふうには思っていますけども、6月から7月にスタートですから、9カ月ほど前、準備ができるということで考えてございます。また指定管理の候補の方決まって参りましたら、またその辺のところも具体的に相談をしていけるのかなというふうに思っていますので御理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

はい、加藤委員。

○加藤委員

施設はできたけども、運営に準備がかかるっていうスタンスの中で、来年の4月から再来年の4月ってことですか。できない、6月か7月か9月ぐらいまでずれ込むっていう予定。7月という予定っていう表現なんですけど、逆を言うと明年度ででき上がって処理していくとすれば、それを4月1日からスタートできるように、逆にほかの選定やそういう準備等を前もって進めていく方が良いと思うんですが、その辺というのが、私は大変だなと思うのは人の確保であったり、備品の確保はそんなでないと思うんですが、それが年度途中と言いますか、そういう形の中で十分可能なのかどうなのか。その辺万全を期して進めていっていただきたい、このように思います。

○前中委員長

はい、課長。

○保健福祉課長

やはり完成後でなければできない段取りがありますので、引き渡しは決定後3月になるという前提でありますので、それで4月スタートはやはりこれは困難ではないかなというふうに考えてあります。備品等につきましても大型備品について等は来年の9月なりに実施設計の進行にもよりますけど、早めに補正をさせていただいて、整備をするということも考えてございます。この辺また委員会等に相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

他に何かありますか。30年4月1日開始ですか。

○保健福祉課長

30年の6、7月。

○前中委員長

はい、池下委員。

○池下副委員長

30年の課長の説明だと6、7月。例えば来年、例えば工事とかが始まってしまうと、町民の方も十分ケアハウスのことは情報とかも入って、考える人がいっぱいいると思うんですけど、やっぱり町民の方が一番気になっているのは利用料なのかなっていうふうには思うんだけど、利用料に関してはやっぱり早い段階からやっぱり所得に応じてっていうふうなことになると思うんだけど、その辺の発表っていうんですか。いつごろを想定しているのか。まだ詳しいことは決まってないんだろうけども、大体いつごろを目途にやはりそういった数字を出していくのか。その辺はどうなんでしょう。

○前中委員長

はい、課長。

○保健福祉課長

正確な数字ということになりますと、発注後に工事の発注後ということになるかと思いますが、今後設計が入ってまいりますので、おおむねのところは設計の進捗によってはお話しできると思います。もちろんそこが一番関心事ですし、それから本当にこのケアハウスがどうなのかというところは、町民の皆さん理解をしていただくために、いろんな周知をしていかないといけないというところは、町のほうで随時やっていきたいというふうに考えております。

○前中委員長

他に河口委員。

○河口委員

今料金の件についてなんですが、これは現実の姿として生活費っていうのは国の基準である程度決まってくるという生活費であるとはサービス費と管理費っていう部分になるんだろうと思いますけども、サービス費については先ほど課長言われたように150万円以下が大体1万円それを超すと、そしたらどのぐらいあるのという、それぞれ所得に応じて変わってくるんでしょうけども、その比率はそう変わらないことをみると、いかに管理費を安くできるかっていうところは大きな部分になるんだろうと思いますけども、管内の施設どこも見ても大体7万円ぐらいの平均の価格で、そしたらただけ安くなるのっていうことについてはそんなに変わってないと思います。ここは特別安く入れるのかということじゃなくて、どういう補填の中で所得の低い方にどういう補てんをするのかということが問題になるのかな。その中でやはり早めに、一つの基準7万円ぐらいが最低基準だよということだけは、やっぱり早めに広報していただければ助かるかなと。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

設計の進捗次第でというふうにお話をしているんだと。それから発注をしてみなければというのは、その部分が見えてこないからということであります。あとのところは、国の制度の範囲内で北海道知事が上限を定めています。その上限よりもさらに下げるとするのはなかなか困難でありますので、サービスに要する費用であるとか生活費、そう大きくはこれ以上なかなか下げにくいところ、これはもう指定管理と受託者に相談をしなければここもなかなか難しいところですので、その辺のところでは最終的にはその建物にかかったところをどこまでできるのか。もうちょっとお時間をいただきたいと思います。町民の皆さんには早く周知をしていきたいと考えています。

○前中委員長

他にございませんか。どうぞ。

○勝又委員

前回の委員会にエネルギーの利用調査の関係、9月頃補正予算計上ってということで、このケアハウス自体の冷暖房部分を含んだエネルギー利用調査をどのような形か聞いてないと思いますが。

○前中委員長

はい、課長。

○保健福祉課長

基本的には地中熱といいますか、温泉熱、これをどこまで利活用できるのかというふうに考えています。隣地の保健福祉総合センターから将来温泉を供給するように施設内の配管は、もう既に設置されていて建物の外までは出ています。そこからの供給ということで、温泉の供給を受けるとおふろは温泉を使っていただきたいと。さらにその温泉熱をどこまで暖房に変わる熱源として利用できるかというふうに考えています。冷房については考えてございません。

○前中委員長

よろしいですか。他に何かございませんか。課長。

○保健福祉課長

あと、口頭でもう1点御説明したいところがあります。温室ハウスについてでございますけども、担当課の方から考え方を調査いたしまして、町民の希望される方に売却を考えていきたいということで、8月広報等で周知をし、8月中に受付けをしまして現地を見ていただいた上で入札を行うということで、基礎より上のところは希望される方に利用していただくというふうに考えております。それから基礎については来年度当初予算に計上した上で、来年度早期発注で撤去をしていきたいというふうに考えてございます。

それからその他のマメダス。それからこれについてもこの予算とあわせて来年度予算の中で撤去。

それから小さな物置ありますけども、それは移設または撤去の方向で検討しています。

それと果樹につきまして果樹の管理を支援していただいた組織の方とも御相談をしながら検討をしているところですけども、そちらの方からは中々移設難しいぞという御意見もいただきました。ただこれまで多くの方が関わってきたものですので、もちろん大変なコストがかかるということになれば、新たに整備をすると。果樹園、果樹のある施設というコンセプトは当然変えないわけですけども、なるべく残す方向で、また専門の業者さんの方にも相談をしているところですけども、これにつきましても、方向性が決まりましたら、またご報告をしたい。少なくとも決定事項ではないですけども、同じところでの移設は業者さん難しいということであったとしても、全部では当然難しいんですが、ある一定程度保健福祉総合センターの庭だとかプラネットにもまだ余裕があるようですので、そこに一部分だけでも移せるような、そんなことを考えていきたいなとも思っています。もちろん移設可能であれば移設をしていきたいというふうに思っております。今後そんなことで進めてまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思えます。

○前中委員長

ただいまケアハウスの設計に鑑みて各施設の取り扱いについて。課長の方から説明ありましたが、何か質疑等ありましたらよろしいですか。全体を通して保健福祉課何かございましたら承りたいと思えますけどもよろしいですか。

それでは、町からの協議報告事項について保健福祉課終らせていただきます。

ご苦労様でした。

○前中委員長

それでは大きな2、次回委員会の開催について。

○議会事務局長

8月8日。

○前中委員長

8月8日月曜日です。大きな3その他。

○池下副委員長

ちょっといいですか。

○前中委員長

はい池下委員。

○池下副委員長

5月の23日のときの常任委員会の時に道外の所管事務調査について説明があったんですけど、私そのときにある場所の美術館寄ったらどうかって話をさせていただいたんですけども。それから、約2カ月近くたったんですけども、その辺はどういうふうになったのかちょっと事務局にお伺いしたいと思うんですが。

○議会事務局長

視察の場所はもう既に決まっておりますので、その空き時間で対応は可能かなというふうには考えております。

○池下副委員長

たしか2日目、3日目の予定でいくと行ける時間ありますか。

○議会事務局長

あります。

○池下副委員長

可能ですか。はい。

○議会事務局長

そんな長居はできないですけど。ただそうすると当初予定したのを削っていかなきゃならないっていうそういう調整は出てきますけれども。最初に決めた視察先の変更はありません。ですから移動時間の中で調整ってというような形になろうかと思えます。

○池下副委員長

これは民間の前回説明したとおり、この美術館は日本一の美術館の来客数が多いことで私が提案させてもらったんだけど、前回もお話しさせていただいたんですけども、うちの町が庭園のまちづくりを町長が率先してやっているってことで、この町も美術館は庭園が売りものだということなんで、ぜひ行けるようにしたいなというふうに思っていたんですけども時間調整考えながらやっていければいいかなというふうに思います。

●閉会の宣告

○前中委員長

よろしいですか。

それでは、第8回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時24分)